

別表

訪日個人観光旅行に関するペナルティ制度

1 ポイントの加減基準

ポイントの加減基準		
		- 3 点
失そうが発生した場合 (失そう者 1 名につき) (※ 1)	①失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合	- 4 点
	②身元保証書の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることの十分な確認を怠った場合	- 5 点
	③出国時の航空便又は旅客船への搭乗又は乗船手続き完了の確認を怠った場合	
	④失そう時の事故等発生報告書の提出が 7 日を超えて遅延した場合	
	帰国報告書の提出が遅延した場合 (帰国報告書 1 通につき)	- 1 点
	提出期限から 15 日を超えた場合	- 5 点
	旅行者の日本滞在中に日程の変更があった場合であって、帰国報告書に変更内容及びその理由が記載していない場合	- 1 点
加点 (※ 2)	1 ヶ月間、減点事由が発生しなかった場合であって、かつ、不正行為を行わなかった場合	+ 1 点

(※ 1) 旅行者が出国時の航空便又は旅客船に予定どおり搭乗又は乗船しなかった(事故、疾病その他やむを得ない事情があることが確認できている場合を除く。) ことにより失そうしたものとみなされる場合を含む。

(※ 2) 減点されている日本側旅行会社のみ対象

2 日本側旅行会社の訪日個人観光旅行取扱停止及び指定取消し

取扱停止期間及び指定取消し		
I. ポイントによる停止		
	積算ポイント数が - 5 点に達した場合 (※ 3)	1 ヶ月
	積算ポイント数が - 8 点に達した場合	6 ヶ月
	積算ポイント数が - 10 点に達した場合	1 年
	積算ポイント数が - 20 点に達した場合であって、過去 1 年間に発生した減点ポイントに 1 で定める - 5 点の場合が含まれる場合	指定取消し
再処置	前回の停止期間の終了日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に積算ポイント数が - 5 点に達した場合 (※ 3)	6 ヶ月
	前回の停止期間の終了日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に積算ポイント数が - 5 点に達した場合 (※ 3)	3 ヶ月

	前回の停止期間の終了日の翌日から起算して1年以内に積算ポイント数が -5点に達した場合（※3）	2ヶ月
再々処置	過去2年間に2回の取扱停止を受けた日本側旅行会社の積算ポイント数が -5点に達した場合であって、過去2年間に発生した減点ポイントに ¹ で定 める-5点の場合が含まれる場合	指定取消し
II. 悪用事例への関与及び取扱マニュアル違反による停止		
	身元保証書又は滞在予定表について、内容を記載せず押印したものを中国側旅行会社に 提出していることが確認された場合	6ヶ月
	旅行者の日本滞在中の宿泊施設等の手配又は日程の管理を行わずに身元保証書を発行し ていることが確認された場合	6ヶ月
	日本での不法滞在を意図する者をその意図を知らずツアーに参加させた場合	指定取消し
	恒常的に、旅行者の日本滞在中の宿泊施設等の手配又は日程の管理を行わずに身元保証 書を発行していることが確認された場合	指定取消し
	不正の手段により、日本側訪日団体観光旅行取扱旅行会社又は訪日個人観光旅行取扱旅 行会社として指定登録を受けたことが判明した場合	指定取消し
	その他不適切な行為を行った場合（※4）	1ヶ月、3ヶ月 6ヶ月、1年 指定取消し（※5）

（※3）¹②-④のいずれかを含んで-5点に達した場合は、これに2ヶ月間を付加する。

（※4）観光庁の指示に従わない、観光庁に対して虚偽の報告をする等

（※5）不適切な行為のうち重大かつ深刻なもので、日本側旅行会社に改善の可能性がないと判断される場合

³日本側旅行会社の取扱再開

- （1） 取扱停止を受けた日本側旅行会社は、書面で具体的な再発防止策を観光庁に提出する。
- （2） 取扱停止を受けた日本側旅行会社における訪日観光旅行総括責任者は、観光庁が実施する講習を受講する。
- （3） 取扱停止期間終了後、日本側旅行会社は、観光庁による指定基準への適合状況の再審査を受ける。
- （4） 取扱停止期間終了後、日本側旅行会社のポイントは0に戻る。

⁴訪日観光旅行総括責任者の変更指示

取扱停止を受けた日本側旅行会社において、再審査の結果、訪日観光旅行総括責任者に問題があると判断された場合には、責任者の変更指示を行う。

⁵取扱停止・指定取消し及びペナルティポイントの公表

- （1） 取扱停止・指定取消しを受けた日本側旅行会社の名称については、中国側旅行会社への通知その他適宜の方法により、公表する。
- （2） 減点された旅行会社の名称及びペナルティポイントの状況を日本側旅行会社及び中国側旅行会社が把握できるよう公表する。

6 日本側旅行会社の指定取消し

日本側旅行会社は、上の表に示す不正な行為を行い指定取消しとされた場合、訪日個人観光旅行取扱旅行会社として、今後再指定されない。また、訪日団体観光旅行取扱旅行会社であっても、訪日個人観光旅行取扱旅行会社として指定取消しを受けた会社は、訪日個人観光旅行を取扱うことはできない。

7 その他

- (1) 訪日個人観光旅行の取扱停止及び指定取消しの効果は、訪日団体観光旅行には及ばない。ただし、6ヶ月以上の取扱停止又は指定取消しを受けた日本側旅行会社、及び1年以内に2度以上の取扱停止を受け [2](#)I に定める再処置の対象となった日本側旅行会社に対しては、訪日団体観光旅行の取扱い状況についても審査を行い、「訪日団体観光旅行の取扱制度に関するペナルティ制度」に基づき、訪日団体観光旅行の取扱停止・指定取消しを含め、厳正に対処することとする。
- (2) 訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）の取扱停止を受けている日本側旅行会社は、当該取扱停止期間中に訪日個人観光旅行を取り扱うことはできない。
- (3) 訪日個人観光旅行の取扱停止を受けている日本側旅行会社は、当該取扱停止期間中に訪日個人観光旅行（沖縄数次・1回目）を取り扱うことはできない。